

株主各位

熊本中央区水前寺3丁目9番5号

株式会社 **ヤマックス**

代表取締役社長 茂森 拓

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、依然として新型コロナウイルス感染拡大防止策の継続を要する状況にありますので、本株主総会におきましても、時間を短縮し適切な感染拡大防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、書面による事前の議決権行使をお願いし、健康状態にかかわらず株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。その際は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時30分
(受付開始時間：午前9時30分)
2. 場 所 熊本中央区大江2丁目7番1号
公益財団法人熊本県立劇場 演劇ホール
(会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。)
- ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当会場が利用できなくなる場合は、開催場所を変更する可能性がございます。この場合は、決定次第、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.yamax.co.jp/>）にてご案内いたします。株主総会当日にご来場予定の株主様は、あらかじめご確認くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第58期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 補欠取締役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

〈株主の皆様へのお願い〉

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.yamax.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様には、会場受付付近にて検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、ご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場受付付近にアルコール消毒液を配備いたしますので、ご入場の際は、手の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。また、併せてマスクの持参・着用もお願い申し上げます。
- ・当社の運営スタッフは、マスク着用で応対させていただきますので、あらかじめご了承ください。また、総会会場内では感染拡大防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ・本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止策として開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）の詳細な説明は省略させていただきますので、ご来場される株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・株主総会にご来場いただきました株主様にはお土産をご用意しておりましたが、昨年に引き続き、本年も取り止めさせていただくことになりましたので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.yamax.co.jp/>）に掲載させていただきます

(提供書面)

事 業 報 告

（2020年4月1日から）
（2021年3月31日まで）

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、全世界に拡がりを見せる新型コロナウイルスの影響による経済活動の停滞を解消すべく、国並びに地方自治体が消費喚起の施策を試みるもの、感染拡大の勢いにより施策を停止せざるを得ない状況が続くなど、景気の先行きは不透明な状況にて推移いたしました。

当社グループを取り巻く経営環境におきましては、社会資本の整備にて求められる各種効果を重視した公共事業投資による経済成長を図るため、公共事業投資予算を安定的かつ継続的に確保するとの国の方針により、2020年度の公共事業投資も前年度を上回る予算額で決定され、その基本構想には、治水対策を中心とした防災・減災対策の強化や中長期的な成長の基盤となるインフラの整備など、激甚化・頻発化が懸念される自然災害から国民の生命と財産を守るための国土強靭化が骨子として掲げられております。

このような状況のもと、当社グループは、前年度より継続して社会資本の整備に向けた具体策への情報収集に加え、国土強靭化に向けた防災・減災対策や道路・橋梁等の老朽化対策等に対する各地方自治体の動向に今以上の注視を重ねるとともに、自然災害による被災地に対しましては、工事の進捗に合わせ必要とされるコンクリート二次製品の安定的な供給が責務であると受け止め、当社グループの総力を駆使しその対応に努めました。

また、当社グループの新型コロナウイルスの感染拡大による当連結会計年度の業績への影響は、営業活動の一部に制約を受けたものの、軽微なものとなりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は185億7千6百万円（前年同期比14.2%増）、営業利益は6億3千5百万円（同54.1%増）、経常利益は6億5千3百万円（同48.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億4千2百万円（同95.0%増）となりました。

なお、事業別の業績は、次のとおりであります。

(土木用セメント製品事業)

当連結会計年度における土木業界につきましては、平成28年熊本地震により被災した熊本県における復旧・復興工事は穏やかな動きとなったものの、九州管内の土木関連工事は九州横断自動車道延岡線や国道3号植木バイパスの整備促進等の活発な動きもあり堅調に推移いたしました。

このような状況の中、九州地区及び東北地区の復旧・復興工事につきましては、工事発注状況に即したコンクリート二次製品の供給を最優先するとともに、新たな社会資本の整備に向けた具体的な動きにも注視を重ね、即応できる供給体制の構築に努めました。また、継続的なテーマである大型コンクリート構造物のプレキャスト化の推進につきましても、自社開発した製品や工法の普及拡大を目的とする意欲的な営業活動に注力いたしました。

この結果、売上高は143億2千6百万円（前年同期比20.7%増）、営業利益は10億3千7百万円（同32.7%増）となりました。

(建築用セメント製品事業)

当連結会計年度における建築業界につきましては、国内景気の緩やかな回復基調に合わせ堅調な動きを見せていた建築需要も、新型コロナウイルスの感染拡大により、過去に類を見ない経済活動への様々な制限に加え、その終息時期とその後の経済状況が予測しづらいことから慎重な対応を強いられることとなり、民間需要の今後の動きについて、更なる注視が求められる状況になりました。

このような状況の中、製造効率を踏まえた製造工場の稼働体制の見直しを行うとともに、人手不足や工期短縮に対応できる建築用コンクリート二次製品の利点をゼネコンのみならず地場の建設業者へも広く積極的にアピールを重ね、納入実績の確保を目的とする営業活動にも努めてまいりました。

この結果、売上高は34億5千3百万円（前年同期比0.1%増）、営業利益は3億3千5百万円（同10.4%減）となりました。

(その他の事業)

不動産関連事業におきましては、販売用土地の取得・開発をさらに拡大するとともに、住宅業界の今後を見据えた「高性能（ZEH）住宅」の販売によりアッパー・ミドル層の顧客獲得にチャレンジするなど、自社ブランド「さらりの家」の受注活動に注力したものの、新型コロナウイルスの影響により、集客拠点としている住宅展示場への来場者数は大きく減少いたしました。

この結果、売上高は7億9千6百万円（前年同期比15.9%減）、営業損益は5百万円の損失（前年同期は1千6百万円の損失）となりました。

(事業別売上高)

(単位：百万円)

事業区分	第57期		第58期	
	自2019年4月1日 至2020年3月31日		自2020年4月1日 至2021年3月31日	
	金額	比率	金額	比率
土木用セメント製品事業	11,874	73.0%	14,326	77.1%
建築用セメント製品事業	3,448	21.2%	3,453	18.6%
その他の事業	946	5.8%	796	4.3%
合計	16,269	100.0%	18,576	100.0%

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、製造設備の維持・整備を中心に実施し、その結果、設備投資額は2億9千1百万円となりました。

土木用セメント製品事業においては、連結子会社である株式会社東北ヤマックス一関工場の照明設備の更新に1千4百万円、そのほか生産を維持するための型枠に8千5百万円の設備投資を実施いたしました。

建築用セメント製品事業においては、埼玉工場のコンクリート投入設備の更新に1千9百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資及び社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第55期 2018年3月期	第56期 2019年3月期	第57期 2020年3月期	第58期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売上高 (百万円)	15,295	16,871	16,269	18,576
経常利益 (百万円)	490	542	441	653
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	367	344	226	442
1株当たり当期純利益 (円)	74.75	70.03	46.13	90.77
総資産 (百万円)	13,532	13,971	13,260	13,973
純資産 (百万円)	4,259	4,522	4,653	5,027
1株当たり純資産 (円)	865.96	919.45	946.06	1,047.76

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。なお、これらは自己株式控除後の発行済株式総数により算出しております。
2. 2020年5月25日開催の取締役会決議に基づき、2020年7月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、第55期（2018年3月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第56期（2019年3月期）の期首から適用しており、第55期（2018年3月期）の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額としております。
4. 当社は、前連結会計年度より、取締役（社外取締役を除く）に対する信託を用いた株式報酬制度（株式給付信託）を導入しております。第57期（2020年3月期）及び当連結会計年度の1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数には、その計算において控除する自己株式に当該信託が保有する当社株式を含めており、1株当たり純資産の算定上の基礎となる期末株式数には、その計算において控除する自己株式に当該信託が保有する当社株式を含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	事 業 内 容
株式会社東北ヤマックス	30百万円	100.00%	土木用・建築用コンクリート二次製品の製造、販売等
株式会社HOCヤマックス	8百万円	50.00%	土木用コンクリート二次製品の販売等

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境につきましては、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や切迫する地震災害等に屈しない強靭な国土づくりを目標とした国の公共事業投資への方針は前年度と変わらず、2021年度の公共事業投資予算も、前年度末に補正予算として決定された15兆円規模の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」と合わせ、前年度予算を上回る額にて決定され、防災・減災、国土強靭化の推進やインフラ老朽化対策を中心とした動きが活発になるものと予測しております。

このような経営環境を踏まえ、当社グループは、前年度より継続して国土強靭化に向けた防災・減災対策や道路・橋梁等の各種インフラ老朽化対策に対する各地方自治体の動向に注視をより深めるとともに、社会資本の整備に向けた具体策への情報収集にも注力いたします。また、令和2年7月に人吉球磨地区を中心に熊本県南部で発生した豪雨災害への復旧工事に対しましては、工事の進捗に合わせ必要とされるコンクリート二次製品の安定的な供給が与えられた責務であるとの認識のもと、タイムリーな対応に努めてまいります。

そのような中、土木用セメント製品事業におきましては、令和2年7月豪雨災害にて被災した地域の復旧に向けて、これから本番を迎える工事に必要とされるコンクリート二次製品の供給を最優先するとともに、國の方針に沿った社会資本整備の具体的な動きにも対応し、また、継続的なテーマである大型コンクリート構造物のプレキャスト化への推進につきましても、自社開発した製品や工法のアピールに基づく普及拡大を目的に、継続的かつ意欲的な営業活動の推進に努めてまいります。

建築用セメント製品事業におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による民間需要への影響は避けられないものと受け止め、工事案件への慎重

な対応を心掛けてまいります。また、幅広い情報収集活動並びに新規市場の開拓や未着手分野の新製品への取り組み等で受注を確保し、工場生産量の平準化を目指してまいります。加えて、人手不足や工期短縮に対応できる建築用コンクリート二次製品の利点についてもアピールを重ね、安定的な受注確保に繋げる営業活動に努めてまいります。

不動産関連事業におきましては、従来の集客拠点としての住宅展示場の利用に加え、ネットやSNS等を利用した集客体制を整えることで顧客との接遇の機会を増大させてまいります。また、販売用土地の取得・開発をさらに拡大させるとともに、住宅業界の今後を見据えた「高性能（ZEH）住宅」の販売によりアッパー・ミドル層の顧客獲得にチャレンジするなど、自社ブランド「さらりの家」の受注活動に注力してまいります。

次期の通期の連結業績につきましては、売上高180億円（「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月30日）等を適用しない場合の売上高は190億円）、営業利益7億円、経常利益7億円、親会社株主に帰属する当期純利益4億6千万円を見込んでおります。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響につきましては、現時点で見通すことが困難なため、業績予想には織り込んでおりません。しかしながら、当社グループへの影響についてあらゆる点から慎重に見極め、今後において業績予想の修正が必要であると判断した場合には、速やかに開示いたします。

今後も、コンクリート二次製品の総合メーカーとして技術力・設計力を強化し、販売シェアの拡大並びに安定した受注の確保に繋げ、業績の向上と確固たる経営基盤を確立してまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（新型コロナウイルス感染拡大に関するリスク）

当社グループの事業関連である建設業界では、新型コロナウイルス感染拡大により経済が悪化し、民間設備投資などが減少した場合のほか、国の緊急事態宣言の期間延長や建設資材不足などにより、建設工事が中断・遅延した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めが掛からず、経済活動の停滞が長期化し、取引先等の企業存続が危ぶまれる状況となれば、当社グループの業績への影響は避けられないものとなります。なお、当社グループでは、出勤前の検温や在宅勤務、各種会議等の自粛などにより、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めておりますが、当社グループ内で罹患者が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	事業内容
土木用セメント製品事業	土木用コンクリート二次製品(道路用製品、景観用製品等)の製造及び販売等
建築用セメント製品事業	建築用コンクリート二次製品(P Cカーテンウォール、住宅用P C板)の製造及び販売等
その他の事業	木造住宅等の施工販売、不動産の販売及び宅地の開発などの不動産関連事業

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

株式会社ヤマックス (当社)	本社	熊本県熊本市中央区水前寺3丁目9番5号
	支店	東京都中央区、福岡県福岡市博多区、沖縄県那覇市全3支店
	工場	熊本県宇城市(2工場)、熊本県玉名郡、熊本県球磨郡、福岡県みやま市、長崎県雲仙市、長崎県佐世保市、埼玉県羽生市 全8工場
株式会社福岡ヤマックス	本社	福岡県福岡市博多区
株式会社東北ヤマックス	本社	宮城県仙台市青葉区
	工場	岩手県一関市
株式会社HOCヤマックス	本社	長崎県佐世保市

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
土木用セメント製品事業	315名	4名増
建築用セメント製品事業	193	5名増
そ の 他 の 事 業	17	2名減
全 社 (共 通)	56	3名増
合 計	581	10名増

(注) 使用人数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者とパートタイマーを除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
490名	2名減	45.0歳	15.9年

(注) 使用人数は、就業人員（当社から社外への出向者とパートタイマーを除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,030百万円
株 式 会 社 肥 後 銀 行	635
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	270

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 23,000,000株

(注) 2020年5月25日開催の取締役会決議により、2020年7月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は18,400,000株増加し、23,000,000株となっております。

② 発行済株式の総数 5,790,000株

(注) 2020年7月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を5株に分割）に伴い、発行済株式の総数は4,632,000株増加しております。

③ 株主数 1,598名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
茂森潔	381千株	7.69%
平松裕将	342	6.91
茂森拓	205	4.15
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	200	4.04
宇部三菱セメント株式会社	182	3.68
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	150	3.03
ヤマックス従業員持株会	135	2.74
株式会社南日本銀行	120	2.42
株式会社麻生	117	2.37
元村寿吉	115	2.33

(注) 1. 当社は自己株式を841千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年11月17日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

ア. 取得対象株式の種類 普通株式

イ. 取得した株式の総数 120,000株

ウ. 取得価額 55,680,000円

エ. 取得日 2020年11月18日

オ. 取得方法 自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	茂森 潔	株式会社東北ヤマックス 代表取締役会長
代表取締役社長	茂森 拓	株式会社東北ヤマックス 代表取締役社長
取締役副社長	森 将彦	事業本部統括、株式会社東北ヤマックス 取締役副社長
専務取締役	甲斐 広志	西日本事業本部長兼営業統括本部長
常務取締役	名村 朝克	西日本事業本部 営業統括本部副本部長兼広域営業部長
常務取締役	久野 俊文	技術本部長
常務取締役	西田 親良	西日本事業本部 生産統括本部長
取締役	長岡 純生	管理本部長兼原材料調達部長兼商事部長
取締役	津留 清	津留山村法律事務所 所長
常勤監査役	坂井 裕	株式会社東北ヤマックス 監査役
常勤監査役	松山 隆文	
監査役	中島 邦介	

- (注) 1. 取締役 津留清氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 松山隆文氏及び中島邦介氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 坂井裕氏は、当社の総務部長及び内部監査室長等を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 松山隆文氏は、1994年4月から2006年6月まで株式会社鹿児島銀行の監査部長等を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 中島邦介氏は、当社の経理・財務部長等を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、松山隆文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である津留清氏、監査役である坂井裕氏、社外監査役である松山隆文氏及び中島邦介氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

取締役の報酬の決定に関しては、公平性・透明性を担保とする決定プロセスを基本として、経営目標の達成と企業価値の持続的な向上への意欲につながり、かつ、業績に対する報酬として妥当な水準となる報酬体系とする。

また、報酬構成は基本報酬、業績連動報酬、株式報酬とするが、監査機能を担う社外取締役については、基本報酬のみを支払うものとする。

b. 取締役の基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬として金銭で支給するものとし、その額については、役位、職責、業績並びに社員給与とのバランスを考慮しながら総合的に勘案し決定する。

c. 取締役の業績連動報酬の内容及び額の決定に関する方針

業績連動報酬は、賞与として一定の時期に金銭で支給するものとし、支給の有無及び支給額については、年度の業績（当期純利益）並びに年度事業計画の達成状況を総合的に勘案し決定する。

d. 取締役の株式報酬の内容及び額の又は数の決定に関する方針

株式報酬は、ポイントに応じて退任時に金銭及び株式で支給するものとし、付与するポイントについては、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした株式給付信託（BBT）にて定められた役位ごとのポイント（1ポイント＝1株）とする。

- e. 取締役の基本報酬、業績連動報酬又は株式報酬の額の割合の決定に関する方針

基本報酬、業績連動報酬の割合については、年度の業績（当期純利益）並びに年度事業計画の達成状況を指標に業績向上の意識が高まる構成となるよう考慮し、社外取締役、社外監査役、代表取締役社長、担当取締役で構成された報酬諮問委員会（委員長は社外取締役）にて報酬割合の方針を検討する。

同委員会にて提案された報酬割合の方針を基に取締役会より委任を受けた代表取締役社長が決定する。

- f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の内容の決定については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が委任を受けるものとし、その権限内容は各取締役の基本報酬、賞与の額とする。（株式報酬については対象外）

報酬等の内容の決定に際し、公正で適宜な報酬額となるよう、社外取締役、社外監査役、代表取締役社長、担当取締役で構成された報酬諮問委員会（委員長は社外取締役）に担当取締役が立案作成する報酬案を諮問し答申を得るものとし、取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、示された答申の内容を基に決定しなければならない。

四. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績運動 報酬	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	194 (2)	162 (2)	17 (-)	14 (-)	9 (1)
監査役 (うち社外監査役)	11 (7)	11 (7)	— (-)	— (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	205 (9)	173 (9)	17 (-)	14 (-)	12 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績運動報酬にかかる業績指標は、年度の業績（当期純利益）並びに年度計画値の達成状況であります。当連結会計年度の業績運動報酬の算出の論拠は、当連結会計年度期首の当期純利益の計画値（2億7千万円）に対する実績値（4億4千2百万円）であり、年度計画の達成を基準に各事業の計画達成状況を加味し算出しております。これらの指標を選定した理由は、適切な計画設定とその計画達成に伴う年度の業績（当期純利益）達成が、健全な企業経営及び企業体質の強化、ステークホルダーへの適正な利益配分を可能にするものであるとの認識からであります。
3. 株式報酬の割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
4. 取締役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第54回定時株主総会において年額200百万円以内（使用人分給与を除く）と決議をいたしております（当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は1名））、また、これとは別枠として2019年6月26日開催の第56回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」における付与ポイント限度額として1事業年度50,000ポイント以内と決議をいたしております（当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は8名）。
5. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第32回定時株主総会において年額50百万円以内と決議をいたしております（当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名））。
6. 取締役会は、代表取締役社長 茂森拓に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 津留清氏は、津留山村法律事務所の所長であります。

当社は、津留山村法律事務所との間に特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	
取締役 津留 清	当事業年度に開催された取締役会15回のうち10回に出席いたしました。企業法務に関する経験と高い見識を有し、特に企業におけるガバナンスやコンプライアンスのあり方について客観的かつ独立性の立場から意見を述べるなど、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、報酬諮問委員会の委員長として、客観的・中立的な立場で役員報酬の決定方針や個人別の報酬額決定の過程における監督機能を主導しております。
監査役 松山隆文	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。主に銀行業界出身の経験及び知見に基づく企業会計の専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、常勤監査役として必要な説明を行うとともに、当社の内部監査等について適宜必要な発言を行っております。
監査役 中島邦介	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、監査役会15回のうち14回に出席いたしました。当社の経理・財務部長等を歴任した経験及び知見に基づく企業会計の専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識基準の適用による会計方針の検討に関する指導・助言業務」に対し、1百万円を支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識にたち、すべての役員及び使用人が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めています。

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室が定期的に実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規則が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全及び経営効率の向上に努め、監査結果を代表取締役社長に報告しております。

② 当社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役及び執行役員が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存しております。また、情報セキュリティマネジメントシステムの一環として会社情報に係る規程に基づき、すべての情報の管理を行っており、取締役及び監査役が必要な情報を入手できる体制を構築しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適正な対応策を準備すること等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行っております。

具体的には、損失の危険即ちリスクの全般的なコントロールを行う部署として、管理本部内の経理課が担当し、リスク毎に担当部署を定め定期的に対応策の見直しを行い、リスク管理に関する体制、方針及び施策等を総

合的に検討して、代表取締役社長（取締役会）に答申することとしております。特に、当社事業の特性上重要度の高いリスクである一定額以上の与信に係る信用リスクについては、代表取締役社長を議長とする事業推進会議及び執行役員会において、市場金利の変動等によるリスクについては、経営企画会議及び取締役会において、それぞれ総合的な判断に基づき管理しております。

④ 当社の取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の事業計画を策定しており、事業計画を達成するため、取締役及び執行役員の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図っております。

また、取締役会の下に代表取締役が議長を務める執行役員会を設けて、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し意思決定を行っております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社の取締役及び監査役が主要な子会社の経営会議に参加することにより、適切な経営管理を行っております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の管理部門と子会社の管理部門間で定期的なミーティングを行い、事業運営に関する報告と重要事項の事前協議を行う体制を整備しております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社は、事業年度毎に事業計画を策定し、事業計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図っております。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社に対しては、監査役会及び内部監査室が定期的に監査を実施して、業務の適正を確保する体制を整備しております。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、設置された内部監査室の室員として、監査役の職務を補助する使用人を他部署との兼務で配置しております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務の補助業務の執行においての指揮命令権限は監査役に帰属しており、人事異動や人事評価に関しても、取締役からの独立性が担保されております。また、当該補助業務を行う使用人の人選に関しては監査役と事前協議を経た上で人選し、兼務の場合は監査役補助業務を優先して行うこととしております。

⑧ 当社の監査役に報告するための体制

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制

監査役は、取締役会のほか、執行役員会、事業推進等の経営会議、各種委員会等にも出席し、重要な報告を受ける体制としております。また、内部通報情報や不正事故等の事故情報についても、担当取締役が代表取締役社長へ報告すると同時に監査役会へ報告することとしており、その他、安全衛生管理及び品質管理に係る情報についても内部監査室及び安全衛生管理室を通じて監査役会に報告することとしております。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告する為の体制

子会社の内部通報情報や不正事故等の事故情報についても、担当取締役が代表取締役社長へ報告すると同時に監査役会へ報告することとしており、その他、子会社の安全衛生管理及び品質管理に係る情報についても内部監査室及び安全衛生管理室を通じて監査役会に報告することとしております。

- ⑨ 前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
コンプライアンスの強化を目的とした「内部通報規程」により、報告をしたことにより報告者が不利な取扱いを受けないこととしております。
- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
取締役は、監査役会が監査に際し必要な費用を請求し、それが監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除きこれを拒むことが出来ないこととしております。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つこととしております。また、「内部監査規程」において、内部監査室長は監査役との密接な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査役の監査の実効性確保を図っております。
- ⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
取締役は当連結会計年度において取締役会を15回、執行役員会を12回開催し、経営成績や事業環境、リスク管理など重要な情報の共有化を行い、効率的な職務執行を行っております。
- 監査役は当連結会計年度において監査役会を15回開催し、職務執行に関しコンプライアンス上問題が無いことを確認しております。また、当社及び子会社の取締役会をはじめとする重要な各会議に参加し事業計画の到達状況の報告等を受けております。
- 内部監査室は自らが作成した子会社を含む内部監査計画に基づき、定期的な内部監査を実施し、監査を実施した全ての業務が法令、定款及び社内規程に準拠し、適性かつ合理的に行われていること、また、会社の制度・組織・諸規則が適正・妥当であり、会社財産の保全及び効率的な経営が行われていることを確認しております。
- なお、上記以外につきましても、継続的な改善を行い、適性かつ効率的な体制になるよう努めております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体质の強化と今後の事業展開を図るための内部留保に努めながら、安定かつ継続的な配当を維持することを利益配分の基本方針としており、配当金額につきましては、業績の動向、財政状態並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し決定することとしております。

内部留保資金につきましては、激変する社会情勢と予想される経営環境の変化に対応すべく、財務体质と企業競争力の強化に有効活用し、事業の安定的拡大に努めてまいりたいと考えております。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき20円とさせていただきます。

なお、当社は、2020年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。したがって、上記期末配当は株式分割実施前の1株当たり配当額に換算すると、1株につき100円に相当いたします。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	7,578,185	【流 動 負 債】	7,568,496
現 金 及 び 預 金	1,723,783	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,957,962
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	3,765,028	短 期 借 入 金	1,522,198
商 品 及 び 製 品	1,717,747	未 払 法 人 税 等	169,531
未 成 工 事 支 出 金	21,301	賞 与 引 当 金	212,809
原 材 料 及 び 貯 藏 品	251,576	役 員 賞 与 引 当 金	17,300
そ の 他	99,683	そ の 他	688,695
貸 倒 引 当 金	△934	【固 定 負 債】	1,377,119
【固 定 資 産】	6,395,384	長 期 借 入 金	607,470
(有 形 固 定 資 産)	5,589,022	繰 延 税 金 負 債	23,390
建 物 及 び 構 築 物	1,049,406	退 職 給 付 に 係 る 負 債	432,992
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	734,303	役 員 株 式 給 付 引 当 金	26,026
土 地	3,478,545	そ の 他	287,240
そ の 他	326,766	負 債 合 計	8,945,616
(無 形 固 定 資 産)	129,911	純 資 産 の 部	
(投 資 そ の 他 の 資 産)	676,450	【株 主 資 本】	5,025,692
投 資 有 働 証 券	239,331	資 本 金	1,752,040
繰 延 税 金 資 産	214,938	資 本 剰 余 金	719,368
そ の 他	286,845	利 益 剰 余 金	2,881,972
貸 倒 引 当 金	△64,664	自 己 株 式	△327,688
資 産 合 計	13,973,570	【その他の包括利益累計額】	4,660
		そ の 他 有 働 証 券 評 価 差 額 金	73,650
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△68,990
		【非 支 配 株 主 持 分】	△2,399
		純 資 産 合 計	5,027,953
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,973,570

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（2020年4月1日から）
（2021年3月31日まで）

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	18,576,923
売 上 原 價	14,912,740
売 上 総 利 益	3,664,182
販売費及び一般管理費	3,028,426
營 業 利 益	635,755
營 業 外 収 益	
受取利息及び配当金	9,227
そ の 他	49,294
	58,521
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	18,198
そ の 他	22,825
	41,024
經 常 利 益	653,253
税金等調整前当期純利益	653,253
法人税、住民税及び事業税	244,109
法 人 税 等 調 整 額	△30,941
	213,168
當 期 純 利 益	440,084
非支配株主に帰属する当期純損失	2,403
親会社株主に帰属する当期純利益	442,488

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,752,040	719,368	2,500,312	△271,871	4,699,849
当期変動額					
剰余金の配当			△60,828		△60,828
親会社株主に帰属する当期純利益			442,488		442,488
自己株式の取得				△55,816	△55,816
連結子会社の増加による非支配株主持分の増減					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	381,660	△55,816	325,843
当期末残高	1,752,040	719,368	2,881,972	△327,688	5,025,692

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	44,596	△90,777	△46,181	—	4,653,667
当期変動額					
剰余金の配当					△60,828
親会社株主に帰属する当期純利益					442,488
自己株式の取得					△55,816
連結子会社の増加による非支配株主持分の増減				4	4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	29,054	21,787	50,842	△2,403	48,438
当期変動額合計	29,054	21,787	50,842	△2,399	374,286
当期末残高	73,650	△68,990	4,660	△2,399	5,027,953

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

連結子会社は㈱福岡ヤマックス、㈱東北ヤマックス、㈱HOCヤマックスの3社であります。

②非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社はありません。

②持分法を適用していない関連会社の状況

持分法を適用していない関連会社はありません。

(3) 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度から、㈱HOCヤマックスを持分法非適用の関連会社から除外し、連結の範囲に含めております。これは、同社の重要性が増加したことにより、連結の範囲に含めることとしたものであります。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

①資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商品及び製品……………商品・製品・半製品については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

販売用不動産については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未成工事支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品……………原材料については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品については最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………7～38年

機械装置及び運搬具………6～12年

工具器具備品……………3～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

二. 役員株式給付引当金

役員の当社株式給付に備えるため、役員株式給付規程に基づく当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(b) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。また、過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を損益処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

⑤関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、取締役（社外取締役を除く）を対象として、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度（株式給付信託）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

(a) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

(b) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式は、信託における帳簿価額（付隨費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しており、当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、55,770千円及び150,000株であります。

2. 追加情報

(「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2021年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等に記載しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	463,562千円
土地	2,055,359千円
計	2,518,922千円

上記に対応する債務は次のとおりであります。

短期借入金	1,417,847千円
長期借入金	353,324千円
計	1,771,171千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

(3) 受取手形割引高

受取毛形裏書謙渡高 15,660千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,790千株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額等

2020年6月26日開催の第57回定時株主総会決議による普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	60,828千円
1株当たり配当額	12円00銭
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月29日

(注) 1. 当社は、2020年7月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行ったため、1株当たり配当額については、第57期の期末時点で当該株式分割が行われていたと仮定して算定しております。

2. 配当金の総額には、株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金1,800千円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年6月29日開催予定の第58回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額	98,975千円
1 株当たり配当額	20円00銭
基準日	2021年 3月31日
効力発生日	2021年 6月30日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金3,000千円が含まれております

(3) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達する方針であります。また、一時的な余資を主に流動性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規定に沿ってリスクの低減を図っております。また、主に業務上の関係を有する企業の株式である投資有価証券につきましても、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における主な金融商品の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,723,783	1,723,783	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,765,028	3,765,028	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	234,187	234,187	—
資 産 計	5,722,999	5,722,999	—
(1) 支払手形及び買掛金	4,957,962	4,957,962	—
(2) 短期借入金	900,000	900,000	—
(3) 長期借入金（※）	1,229,668	1,228,931	△737
負 債 計	7,087,630	7,086,893	△737

（※）連結貸借対照表上、短期借入金に計上されている1年以内返済予定長期借入金を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

（資産）

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

（負債）

（1）支払手形及び買掛金、（2）短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	5,144

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,047円76銭
(2) 1株当たり当期純利益 90円77銭

(注) 1. 「1株当たり純資産額」の算定上の基礎となる期末株式数及び「1株当たり当期純利益」の算定上の基礎となる期中平均株式数には、その計算において控除する自己株式に株式給付信託（BBT）が保有する当社株式を含めております。なお、当連結会計年度における当該株式の期末株式数及び期中平均株式数は、それぞれ150,000株であります。

2. 当社は、2020年7月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行ったため、1株当たり当期純利益については、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	5,944,242	【流動負債】	6,185,377
現金及び預金	1,233,341	支 払 手 形	2,783,665
受取手形	466,727	買 掛 金	917,976
売掛金	2,336,061	工 事 未 払 金	62,798
商品及び製品	1,494,620	短 期 借 入 金	1,479,822
未成工事支出金	21,301	リ 一 ス 債 務 金	22,473
原材料及び貯蔵品	222,812	未 払 費 用	28,918
前 払 費 用	38,526	未 払 法 人 税 等	246,401
そ の 他	130,850	前 受 金	164,324
【固定資産】	4,924,670	未 成 工 事 受 入 金	4,995
(有形固定資産)	4,797,722	預 り 金	14,880
建 物	745,315	賞 与 引 当 金	13,050
構 築 物	108,479	役 員 賞 与 引 当 金	179,982
機 械 装 置	601,836	そ の 他	17,300
車両運搬具	47,271	【固定負債】	1,173,608
工具器具備品	225,088	長 期 借 入 金	248,788
土 地	3,000,803	長 期 未 払 金	566,573
リ 一 ス 資 産	68,577	リ 一 ス 債 務 金	214,595
建 設 仮 勘 定	350	退 職 給 付 引 当 金	50,505
(無形固定資産)	126,947	役 員 株 式 給 付 引 当 金	312,929
ソ フ ト ウ エ ア	17,295	そ の 他	26,026
そ の 他	109,651	負 債 合 計	2,977
(投資その他の資産)	701,253	純 資 産 の 部	7,358,985
投 資 有 価 証 券	239,331	【株主資本】	4,137,529
関 係 会 社 株 式	64,000	(資 本 金)	1,752,040
繰 延 税 金 資 産	180,019	(資 本 剰 余 金)	719,368
そ の 他	276,163	資 本 準 備 金	142,286
貸 倒 引 当 金	△58,260	そ の 他 資 本 剰 余 金	577,081
資 産 合 計	11,570,165	(利 益 剰 余 金)	1,993,809
		利 益 準 備 金	36,398
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,957,410
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,957,410
		(自 己 株 式)	△327,688
		【評価・換算差額等】	73,650
		(そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金)	73,650
		純 資 産 合 計	4,211,180
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,570,165

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2020年4月1日から）
（2021年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	14,727,780
売 上 原 価	11,704,931
売 上 総 利 益	3,022,848
販売費及び一般管理費	2,381,991
營 業 利 益	640,856
營 業 外 収 益	
受取利息及び配当金	109,188
そ の 他	36,964
	146,153
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	16,508
そ の 他	18,275
34,784	
經 常 利 益	752,226
税引前当期純利益	752,226
法人税、住民税及び事業税	238,903
法 人 税 等 調 整 額	△22,233
当 期 純 利 益	216,669
	535,556

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金			利益剰余金		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,752,040	142,286	577,081	719,368	30,315	1,488,764
当期変動額						
剰余金の配当					6,082	△66,911
当期純利益						△60,828
自己株式の取得						535,556
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						535,556
当期変動額合計	—	—	—	—	6,082	468,645
当期末残高	1,752,040	142,286	577,081	719,368	36,398	1,957,410
						1,993,809

	株主資本		評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△271,871	3,718,617	44,596	3,763,213
当期変動額				
剰余金の配当		△60,828		△60,828
当期純利益		535,556		535,556
自己株式の取得	△55,816	△55,816		△55,816
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			29,054	29,054
当期変動額合計	△55,816	418,911	29,054	447,966
当期末残高	△327,688	4,137,529	73,650	4,211,180

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

②たな卸資産

商品及び製品……………商品・製品・半製品については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

販売用不動産については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未成工事支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品……………原材料については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品については最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………7～31年

構築物……………10～15年

機械装置……………7～12年

工具器具備品……………3～8年

②無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しており、過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を損益処理することとしております。

⑤役員株式給付引当金

役員の当社株式給付に備えるため、役員株式給付規程に基づく当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(5) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、取締役（社外取締役を除く）を対象として、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度（株式給付信託）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

イ. 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

ロ. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式は、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しており、当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、55,770千円及び150,000株であります。

2. 追加情報

(「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2021年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	434,234千円
土地	1,650,797千円
計	2,085,031千円

上記に対応する債務は次のとおりであります。

短期借入金	1,382,651千円
長期借入金	312,427千円
計	1,695,078千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	9,754,949千円
(3) 受取手形割引高	1,090,206千円
(4) 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	332,022千円
短期金銭債務	294千円

4. 損益計算書に関する注記

(関係会社との取引高)

売上高	396,578千円
仕入高（営業費用含む）	260,087千円
営業取引以外の取引	102,328千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数

普通株式	991千株
------	-------

（注）株式給付信託が保有する当社株式150千株が含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	54,822千円
退職給付引当金	95,318千円
貸倒引当金	17,746千円
たな卸資産評価損	4,174千円
投資有価証券評価損	63,081千円
その他	169,461千円
繰延税金資産小計	404,604千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△180,453千円
評価性引当額小計	△180,453千円
繰延税金資産合計	224,151千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	33,202千円
その他	10,930千円
繰延税金負債合計	44,132千円
繰延税金資産の純額	180,019千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株東北ヤマックス	所有直接 100.0	役員の兼任	配当の受取	100,000	—	—
子会社	株HOCヤマックス	所有直接 50.0	製品の販売等役員の兼任	製品の販売	395,459	売掛金	255,434

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格、市場金利等を勘案して決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

877円56銭

(2) 1株当たり当期純利益

109円86銭

(注) 1. 「1株当たり純資産額」の算定上の基礎となる期末株式数及び「1株当たり当期純利益」の算定上の基礎となる期中平均株式数には、その計算において控除する自己株式に株式給付信託(BBT)が保有する当社株式を含めております。なお、当事業年度における当該株式の期末株式数及び期中平均株式数は、それぞれ150,000株であります。

2. 当社は、2020年7月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行ったため、1株当たり当期純利益については、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社 ヤマックス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池田 徹 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 嶋田 真 
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマックスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意

見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従つて、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社 ヤマックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田	徹	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪田	真	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマックスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するためには経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を

表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従つて、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

株式会社ヤマックス 監査役会

常勤監査役 坂井 裕 ㊞

常勤監査役（社外監査役） 松山 隆文 ㊞

監査役（社外監査役） 中島 邦介 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

第58期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその金額

当社普通株式1株につき金20円00銭といたしたいと存じます。

なお、その総額は98,975,000円となります。

(注) 1. 当社は、2020年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。なお、上記期末配当は株式分割実施前の1株当たり配当額に換算すると、1株につき100円に相当いたします。

2. 当社は、取締役（社外取締役を除く）に対する信託を用いた株式報酬制度（株式給付信託）を導入しており、配当金総額には当該信託が保有する当社株式に対する配当金が含まれております。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、久野俊文氏は退任されます。つきましては、新任候補者1名を含め、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	しげ 茂 (1943年6月30日生) もり 森	1963年10月 当社入社 1964年10月 専務取締役 1974年3月 代表取締役社長 2014年4月 代表取締役会長 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社東北ヤマックス 代表取締役会長	381,000株
(選任の理由)			
当社の創業者として長年にわたり当社企業グループ全般の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして当社の重要な業務執行の決定ならびに取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2	しげ 茂 (1964年12月9日生) もり 森	1995年4月 当社入社 1999年4月 営業本部長兼住宅部長 1999年6月 取締役 営業本部長兼住宅部長 2000年6月 常務取締役 管理本部長 2003年4月 代表取締役専務 管理本部長兼経理部長兼プレコン製品事業部長 2014年4月 代表取締役社長 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社東北ヤマックス 代表取締役社長	205,500株
(選任の理由)			
当社事業における幅広い分野で責任者を歴任した後、現在は豊富な経験と実績のもと当社の代表取締役社長として当社企業グループ全般を統括しております。その高い知見は当社の重要な業務執行の決定ならびに取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	もり 森 まさ 将 ひこ 彦 (1945年1月30日生)	<p>1963年4月 建設省四国地方整備局入省 2007年4月 一般社団法人九州建設技術管理協会入社 2013年6月 当社入社 2015年4月 西日本事業本部 営業統括本部 顧問 2016年6月 取締役副社長 事業本部統括 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社東北ヤマックス 取締役副社長</p>	一株
(選任の理由)			
国土交通省九州地方整備局道路部長等の要職を歴任後、現在は豊富な経験と実績のもと当社の取締役副社長として事業全般を統括しております。その高い知見は当社の重要な業務執行の決定ならびに取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4	か 甲 い 斐 ひろ 広 し 志 (1952年4月15日生)	<p>1975年4月 当社入社 2010年4月 西日本事業部副事業部長兼福岡ブロック長兼プレコン九州ブロック長兼福岡支店長 2010年6月 取締役 西日本事業部副事業部長兼福岡ブロック長兼プレコン九州ブロック長兼福岡支店長 2012年4月 常務取締役 西日本事業部福岡ブロック長兼プレコン九州ブロック長 2014年4月 専務取締役 西日本事業部長兼福岡ブロック長 2015年4月 専務取締役 西日本事業本部長兼営業統括本部長 (現在に至る)</p>	3,000株
(選任の理由)			
当社の営業部門および生産部門の責任者を歴任し、現在は豊富な経験と実績のもと当社の専務取締役として西日本エリア全般を統括しております。その高い知見は当社の重要な業務執行の決定ならびに取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	名村 朝克 (1954年7月3日生)	<p>1979年3月 当社入社 2000年4月 商品部 部長 2013年4月 西日本事業部 広域営業部長 兼熊本ブロック長 2013年6月 取締役 西日本事業部 広域営業部長兼熊本ブロック長 2016年6月 常務取締役 西日本事業本部 営業統括本部副本部長兼広域営業部長 (現在に至る)</p> <p>(選任の理由)</p> <p>当社の営業部門の責任者を歴任し、現在は豊富な経験と実績のもと当社の常務取締役として西日本エリアの営業部門を統括しております。その高い知見は当社の重要な業務執行の決定ならびに取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	2,500株
6	西田 親良 (1954年2月1日生)	<p>1978年2月 当社入社 1999年4月 二次製品事業部 生産統括部 松橋工場長(部長) 2013年4月 西日本事業部付(土木製品生産統括管理担当)兼長崎ブロック長 2014年6月 取締役 西日本事業部付(土木製品生産統括管理担当)兼長崎ブロック長 2017年6月 常務取締役 西日本事業本部 生産統括本部長 (現在に至る)</p> <p>(選任の理由)</p> <p>当社の生産部門の責任者を歴任し、現在は豊富な経験と実績のもと当社の常務取締役として西日本エリアの生産部門を統括しております。その高い知見は当社の重要な業務執行の決定ならびに取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	2,500株
7	長岡 純生 (1955年4月4日生)	<p>1981年3月 当社入社 2001年4月 管理本部 購買部長 2013年4月 管理本部長 2014年6月 取締役 管理本部長 2020年4月 取締役 管理本部長兼原材料調達部長兼商事部長 (現在に至る)</p> <p>(選任の理由)</p> <p>当社の管理部門の責任者を歴任し、現在は豊富な経験と実績のもと当社の取締役として管理部門を統括しております。その高い知見は当社の重要な業務執行の決定ならびに取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	7,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
※8	浦崎 啓介 (1962年5月31日生)	1985年4月 当社入社 2008年4月 西日本事業部 プレコン九州 ブロック 福岡支店長(部長) 2015年4月 西日本事業本部 九州建築事業部長兼福岡支店長 (現在に至る)	500株
(選任の理由)			
		当社の営業部門の責任者を歴任し、現在は豊富な経験と実績のもと西日本エリアの建築部門を統括しております。その高い知見は当社の重要な業務執行の決定ならびに取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから新たに取締役として選任をお願いするものであります。	
9	津留 清 (1953年1月2日生)	1980年4月 熊本県弁護士会登録 2003年12月 津留山村法律事務所 開設 (所長) 2019年6月 当社社外取締役 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 津留山村法律事務所 所長	一株
(選任の理由および期待される役割の概要)			
		企業法務に関する豊富な経験と高い見識を有し、客観的かつ独立性の立場に基づく多様な視点から、取締役の職務の執行に対し、特に企業におけるガバナンスやコンプライアンスのあり方に関する監督と助言を期待できることから、社外取締役としての職務を遂行いただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 津留清氏は、社外取締役候補者であります。
4. 津留清氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 津留清氏は、津留山村法律事務所の所長であり、当社と同法律事務所との間には特別の利害関係はありません。
6. 当社は津留清氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合は当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の範囲は当社および子会社の社外を含む取締役と監査役であり、その内容は被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意または重大過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

第3号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
いの うえ せい いち こう 井上 誠一郎 (1957年10月26日生)	1982年4月 株式会社熊本県民テレビ入社 2014年6月 同社 専務取締役 2020年6月 同社 顧問（非常勤） (現在に至る)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井上誠一郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 井上誠一郎氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有し、客観的かつ独立性の立場に基づく多様な視点から当社経営への監督と助言を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したことによります。
4. 補欠の社外取締役候補者が、取締役に就任する場合に締結する予定の責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社の責任限定契約は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額となります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の範囲は当社および子会社の社外を含む取締役と監査役であり、その内容は被保険者がその職務の執行に關し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、補欠の社外取締役候補者が、取締役に就任する場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2020年6月26日開催の第57回定時株主総会において補欠監査役に選任された井上勉氏の選任の効力は本定時株主総会の開始の時までとされており、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
いの うえ つとむ 井 上 勉 (1977年6月22日生)	2002年12月 司法書士大島事務所入所 2003年4月 司法書士法人ヒューマン・サポート 法律支援センター 代表社員 (現在に至る)	一株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 井上勉氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 井上勉氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、司法書士として専門的な知識と経験を有し、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したことによります。

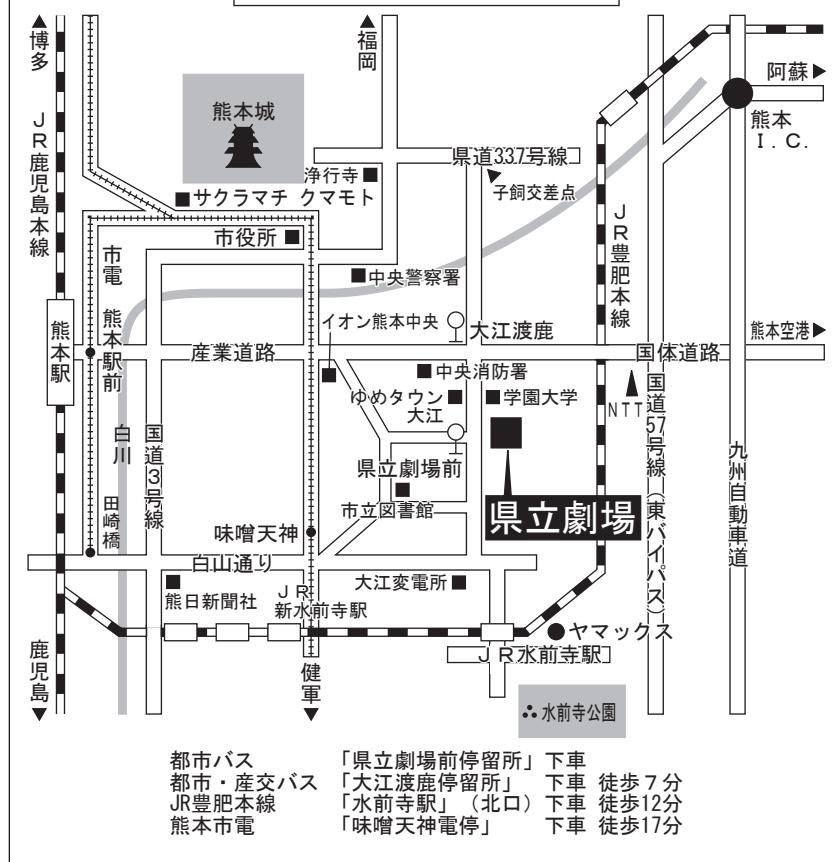
4. 補欠の社外監査役候補者が、監査役に就任する場合に締結する予定の責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社の責任限定契約は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額となります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の範囲は当社および子会社の社外を含む取締役と監査役であり、その内容は被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、補欠の社外監査役候補者が、監査役に就任する場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以上

株主総会会場ご案内図



■ 場 所 熊本市中央区大江2丁目7番1号
公益財団法人熊本県立劇場 演劇ホール
☎ (096) 363-2233
(当会場の駐車場は有料となっております)